

平成 24 年度
守山市市民参加と協働のまちづくり推進会議提言書

『話し合い』『学び合い』『支え合い』が育む！

新しいまちづくりの仕組み

～ 住みやすさ日本一を実感できる守山へ ～



平成 25 年 2 月

守山市市民参加と協働のまちづくり推進会議

目 次

はじめに	1
第1章 検討の流れと提言のポイントについて	2
1. 検討の流れ	
2. 4つの視点と3つの最優先の具体策	
3. 先進的提言の具体化	
4. 要約	
第2章 新しいまちづくりの仕組み（具体策）の検討から見えてきた 4つの視点と11の具体策	10
視点1. 「話し合い」が育むまちづくり	12
具体策1 守山市市民懇談会（仮称）の創設	
具体策2 学区市民懇談会（仮称）の実施	
視点2. 「学び合い」が育むまちづくり	14
具体策3 まちへの関心を高める学びの場の創設	
具体策4 学校教育や生涯学習まちづくり基本計画（ブルー計画）への期待	
具体策5 まちづくり推進会議の活動の充実	
視点3. 「支え合い」が育むまちづくり	17
具体策6 市民が選び、市民が決める市民活動支援制度	
具体策7 市民活動団体の活動を支援する制度に関する提言	
視点4. まちづくりを支える行政の役割	19
具体策8 住みやすさ指標（市民幸福度）の策定	
具体策9 情報発信の重要性	
具体策10 庁内推進体制の積極的な運用	
具体策11 「新しいまちづくりの仕組み」を担保する条例の整備	
第3章 最優先すべき具体策の提言	24
1. 守山市市民懇談会（仮称）の創設	26
2. 市民が選び、市民が決める市民活動支援制度の創設	31
3. 「新しいまちづくりの仕組み」を担保する条例の整備	35
(1) 市民参加と協働のまちづくり条例の改定	
(2) 新たな条例の制定	

用語解説 ----- 42

用語解説

Q&A（質問と回答）

委員名簿 ----- 56

はじめに

近年、市民参加^(☆1)や協働^(☆2)が地域の課題解決に有効な手法だとうたわれるようになり、全国各地で多様な取り組みが進められています。取り組みのいくつかは先進的な事例として、各地で参考とすることはできないかと検討されているところです。しかしながら市民参加と協働は、それぞれの市^(☆3)と市民^(☆4)の取り組みの歴史によって、どのような制度や仕組みが相応しいのかが異なり、この検証なくしては大事な一歩を踏み出すことは困難です。

守山市では活発な市民の活動を基盤に、平成 21 年に市民参画^(☆5)を得ながら「守山市市民参加と協働のまちづくり指針」がまとめられ、市民および市のそれぞれの役割や責務などが示されました。これを受け、平成 22 年 3 月「守山市市民参加と協働のまちづくり条例^(☆6)」が制定され、平成 22 年 4 月より施行されています。この流れをくみ、平成 23 年に「市民参加と協働のまちづくり推進会議^(☆7)」が立ち上がり、進捗状況の検証と新たな手法等の検討を進めることとなりました。推進会議では平成 24 年 3 月に、市への提言として「まちづくりに参加しやすい仕組みづくり」「人材育成の充実」「自治会活動を楽しむ仕掛け」「市民参画制度^(☆8)についての提言」をまとめました。そして平成 24 年度、市長からの『市民が主体となった市民参加と協働のまちづくりのより一層の展開を担保する「将来におけるまちづくりの仕組み」の充実に向けた方向性や具体的な方策について意見を求める』という諮問^{しもん}を受け、「住みやすさ日本一を実感できる守山」の実現を目指して、「新しいまちづくりの仕組み」の充実に向けた具体策の検討を進めてきました。

市民参加と協働のまちづくりは、これまで積み重ねられてきた市民と市の信頼関係なくしては成り立ちません。それはこの推進会議での議論の根底にあり、議論を重ねるたびに明らかになってきたことでもあります。市民参加と協働のまちづくり推進のために有効な仕組みとして提言する「～『話し合い』『学び合い』『支え合い』が育む～新しいまちづくりの仕組み」は、こうした中から生まれてきたものです。内容を十分にご検討いただき、市政に反映されることを期待いたします。

最後に、この提言は推進会議での議論のみならず、市民懇談会での話し合いを参考にしながら作り上げました。市民懇談会に参加してくださった多くの市民のみなさまに感謝申し上げます。

守山市市民参加と協働のまちづくり推進会議
委員長 西川 実佐子

第1章

検討の流れと提言 のポイントについて

第1章 検討の流れと提言のポイントについて

1) 検討の流れ

これまで守山市は、「市民参加と協働のまちづくり条例（平成22年4月1日施行）」を制定し、市民参加と協働のまちづくりを推進し、活力に満ちた地域社会の実現を目指してきました。推進会議では、「まちづくりの仕組み検討部会^(☆9)」を設け、市民参加と協働のまちづくりの新たな仕組み・制度について検討を重ねてきました。

私たち検討部会では、市政への市民参加、市民と行政・市民同士の協働を更に促進し、住みやすさ日本一を実感できる守山をつくるために、市民公益活動^(☆10)の活性化や市民参画を促進するにはどうしたら良いのかを検討してきました。検討に際しては、意識の醸成、活動の担い手づくり、まちづくりのために支えあう制度（財政的支援）、住みやすさの把握、情報発信、連携・協力体制づくり、市民活動の促進といった7つの着眼点から検討を進めてきました。

2) 4つの視点と3つの最優先の具体策

そして、市民参加と協働のまちづくりを進めるにあたって、推進会議及び検討部会が大切にしたいと考えてきたことは何であるのかを整理する中で、以下に掲げる4つの視点が見えてきました。

- 視点1. 「話し合い」が育むまちづくり
- 視点2. 「学び合い」が育むまちづくり
- 視点3. 「支え合い」が育むまちづくり
- 視点4. まちづくりを支える行政の役割

この内容は、第2章で詳細に述べますが、「話し合い」「学び合い」「支え合い」からまちづくりを考えるとこの構成になっている点は特に注目して欲しい点です。今回の提言は、市民参加と協働のまちづくりを進める上で大変先進的な内容が盛り込まれています。

推進会議及び検討部会が、こうした四つの視点に到達する上で、これまで3回開催した守山市市民懇談会^(☆11)の経験は、大変重要な示唆を与えてくれました。当初、市民懇談会の開催の位置づけは、「市民参加で議論して頂き、市民の皆様の意見を抽出したり、懇談会に参加して下さった市民の皆さんの良いアイデアを拾い上げたりする場として設定」するものでした。しかし、2012年8月5日（日）に開催された第1回守山市市民懇談会は、予想をはるかに超える収穫を推進会議と検討部会にもたらしてくれました。市民懇談会を開催し、それを観察することで私たちは重要な3つの発見をしました。1

つ目の発見は、市民の熟議^(☆12)によってもたらされた意見は極めて質が高く、共通善^(☆13)に到達できる可能性があることです。また、市民懇談会に参加された多くの方々が、「楽しかった」「ためになった」との感想を持って頂きました。「まちづくりに参加することは楽しく、そしてためになる」そんな感触を持っていただけました。ここには、話し合いに参加することによって「学び合い」が起きているという2つ目の発見があり、それと同時に、話し合いに参加した人々のまちへの意識も変えることが3つ目の発見でした。それは、「市民の話し合いによる熟議は、まちづくりの原動力になるのだ」との私たちの確信につながりました。私たちは、「話し合いによる熟議がまちをつくる」ことを発見したのです。そして、市民懇談会と「話し合い」を市民参画の大きな柱として位置づけて議論を進めてきました。こうして、【1. 「話し合い」が育むまちづくり】の視点が整理されてきました。

「話し合い」の中で「学び合い」が起きていることを発見しましたが、そうした「学び合い」は、おそらく個人レベルでも、地域社会のレベルでも、まちづくりの力量を確実に高めているでしょう。「学び合い」をまちづくりの基礎に位置づけることが大事であること、そうしたまちづくりに資する学びはあらゆる場面にあることが見えてきました。そこで、【2. 「学び合い」が育むまちづくり】の視点が整理されてきました。

また、市民活動を支え、活発にしていく仕組みをどのようにするかという課題を検討する中から【3. 「支え合い」が育むまちづくり】の視点が整理されてきました。そして、最後に、市民参加と協働のまちづくりを進めるにあたって取り組むべき行政の課題が、【4. まちづくりを支える行政の役割】として整理されてきました。

そうした4つの視点から最優先で実現を図ってほしい3つの具体策を提言することとなりました。

具体策 1. 守山市市民懇談会（仮称）の創設

具体策 2. 市民が選び、市民が決める市民活動支援制度の創設

具体策 3. 「新しいまちづくりの仕組み」を担保する条例の整備

3) 先進的提言の具体化

この3つの具体策については、第3章で詳細に述べますが、先進的な提言の中でも最優先で実現を図っていただきたい具体策を3つ挙げております。

1つ目は、守山市市民懇談会（仮称）を創設することです。守山市市民懇談会は、「話し合い」「学び合い」の両面からまちを育むと考えています。私たちが、守山市市民懇談会を創設することを提言するのは、市民懇談会（話し合い）がもたらすその効果に着目するからです。先に述べましたように、今年度、新たに取り組んだ「市民懇談会」は、当初、推進会議およびまちづくりの仕組み検討部会での具体策の検討の材料とするアイデアや意見を参加者から出して頂くことが目的でした。

ところが、実際に市民懇談会を開催してみると、最初は行政への要望や個人的な意見

ばかり発言していた参加者が、話し合いを通じて明らかに意識が変わっていく姿を目の当たりにしました。話し合いの中で私たちは学び合いも進むことが判ったのです。この市民懇談会は、私たちの想像をはるかに超える力を秘めていることに気づきました。

そして、私たちが考え出した具体策は、この市民懇談会を新しい市民参画方法の1つとして制度化することです。実は、最近、守山市市民懇談会と同様の試みとして、無作為抽出による市民による「市民討議会」を開催する自治体が、全国で200ほどあります。そうした自治体では、「市民ニーズ」を把握する手法として市民討議会を位置づけ、「市民ニーズ」の掘り起こしに注目するものであり、政策企画に活かすアイデアを抽出することを目的としています。また、市民参加のイベント性も重視しているようです。守山市の当初の目論見に近いのが判ると思います。

一方、今回の提言では、この市民懇談会を守山市の市民参画方法に新たに付け加えることで、既存の市民参画方法ではカバーできていない「幅広い市民参加と熟議性の高い仕組み」を補完する市民参画制度になると考えています。市民懇談会を導入し、幅広い市民が関わりあいながら「話し合う」場をつくることによって、市民の皆さんに市の政策について考えて頂ける機会をつくることとなります。また、無作為抽出の市民の皆さんの話し合い（熟議）、「ミニ守山^(☆14)」の熟議を通じて、守山市にとって望ましい「共通善」を慎重に見つけ出す手懸かりを得ることができるのではないかと考えます。そして、話し合いのプロセスにおける市民の相互学習を経て、市民の熟議が共通善を見いだす可能性に期待し、まちのことに関心を持ち、まちのことを考える文化を根付かせようと意図したりしている点などは、本提言の先進性を示す重要なポイントとなります。こここそが、守山市の市民参加と協働のまちづくりに独自性と先進性をもたらしているのです。これからの守山市の重要な政策を立案する際に、市民懇談会という市民の熟議を採り入れてみましょうというのが具体策の第一となります。市民懇談会という市民の熟議を先行的に採り入れることで、様々な制度を作り挙げていくときに、タフな制度設計をする上で不可欠な制度となるでしょう。

そして、従来の審議会や行政懇談会、市民ワークショップ、市民アンケート、市民提案制度、パブリックコメントなど守山市が従来実施してきた市民参画の方法と組み合わせることで、より一層市民参加を推進しながら政策立案を行うことができるものと確信しております。

2つ目の具体的な提案は、「市民が選び、市民が決める市民活動支援制度」の創設です。「市民が選び、市民が決める市民活動支援制度」の創設は、「学び合い」「支え合い」の両面からまちを育むと考えています。

「市民提案型まちづくり支援制度^(☆15)」にみられるように、これまでの市民活動に対する支援制度は、行政と審査会が「支援先」と「支援額」を決めていました。今回提案している支援制度は、市民活動への補助金制度である点は「市民提案型まちづくり支援制度」と同じですが、市民自身が自分の支援したい団体を選び、支えていくという点が

新しいのです。また、投票する市民一人一人の「支援額」を算出する際の基準として個人住民税1%を採用する点も新しい点です。

この新しい「市民が選び、市民が決める支援制度」が導入されることで、多くの変化が生まれると期待しています。1 つには、市民活動への支援が、行政による管理から市民の自主的・自治的管理に変わっていくことです。まちづくりへの市民の関心が市民活動の補助制度を育てることになるでしょう。もう1つの期待している変化は、多くの市民の方々が市民活動に対する関心と理解を深めていただけること、そうした関心の高まりが幅広い市民の市民活動への参加を促すことなどが期待されます。また、市民活動団体^(※16)にとっても活動の継続性に効果があると考えられます。

3 つ目の具体的な提案は、「新しいまちづくりの仕組み」を担保する条例の整備です。「新しいまちづくりの仕組み」を担保する条例の整備は、「話し合い」「学び合い」「支え合い」が育むまちづくりを担保し、「まちづくりを支える行政の役割」を具体化するものです。

4) 要約

本提言は、4つの視点と3つの具体的提案によって構成されています。

●4つの視点（第2章）

1. 「話し合い」が育むまちづくり
2. 「学び合い」が育むまちづくり
3. 「支え合い」が育むまちづくり
4. まちづくりを支える行政の役割

●最優先で実現を図る三つの具体策の提言（第3章）

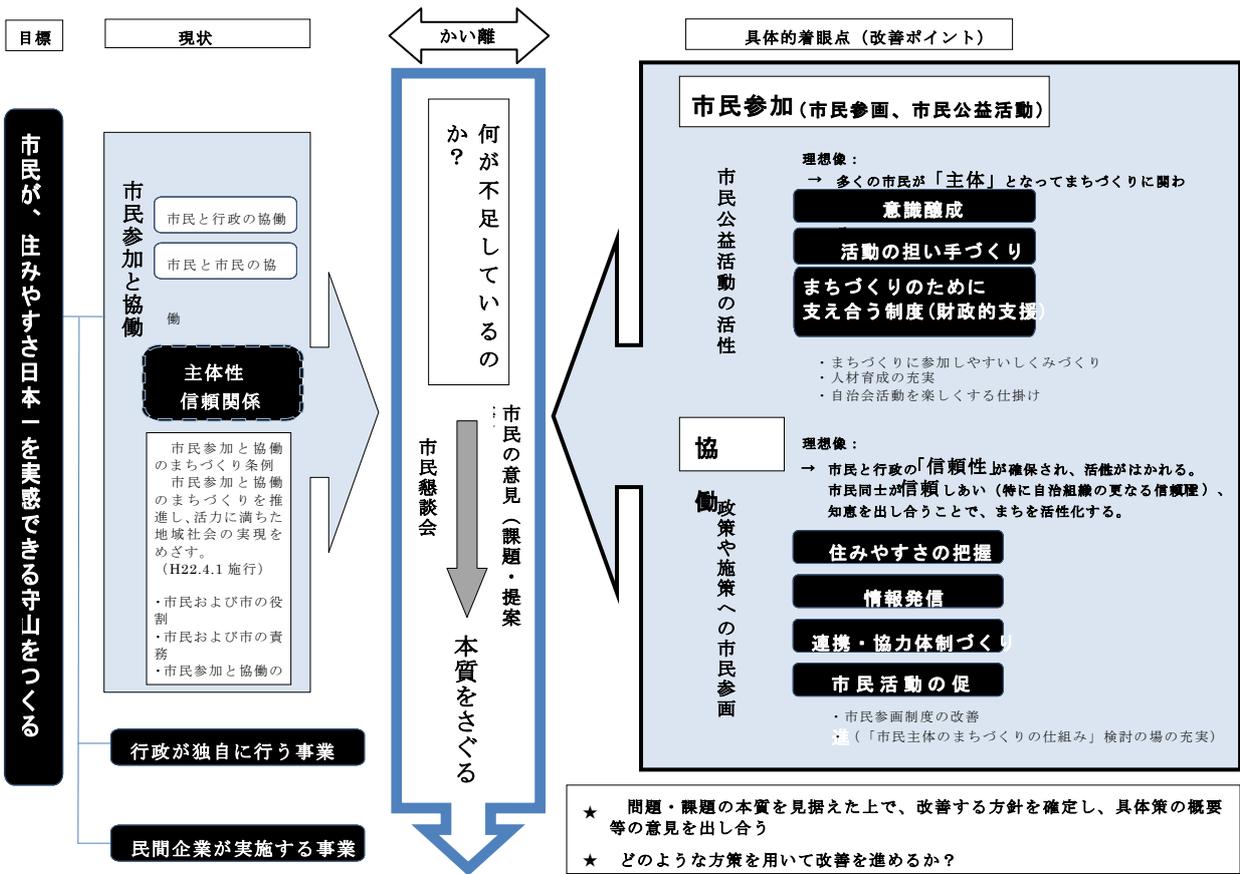
- (1) 守山市市民懇談会（仮称）の創設
- (2) 市民が選び、市民が決める市民活動支援制度の創設
- (3) 「新しいまちづくりの仕組み」を担保する条例の整備

本提言では、「話し合い」「学び合い」「支え合い」が育むまちづくり、そして、そうしたまちづくりを支える行政の役割を検討してきました。なかでも「学び合い」の側面は、具体的な提言の前面には出てきていませんが、極めて重要な要素であり、むしろ具体的提言の基底にある最重要要素であると考えています。まちづくりや行政の質的な変化を生むためには、「学び」「学習」「学び合い」は不可欠です。住民や行政職員の一人一人の学びだけではなく、地域社会（自治会・学区）や市役所と言った組織的な学びを進めることで、守山市の「まちづくり能力構築」につながると考えます。「学び合い」の場は、「話し合い」や「支え合い」の具体的な場などあらゆる場面に有ります。「学び合い」を切り口に市民参加と協働のまちづくりを考えることは、守山市の市政イノベーションにつながると確信します。

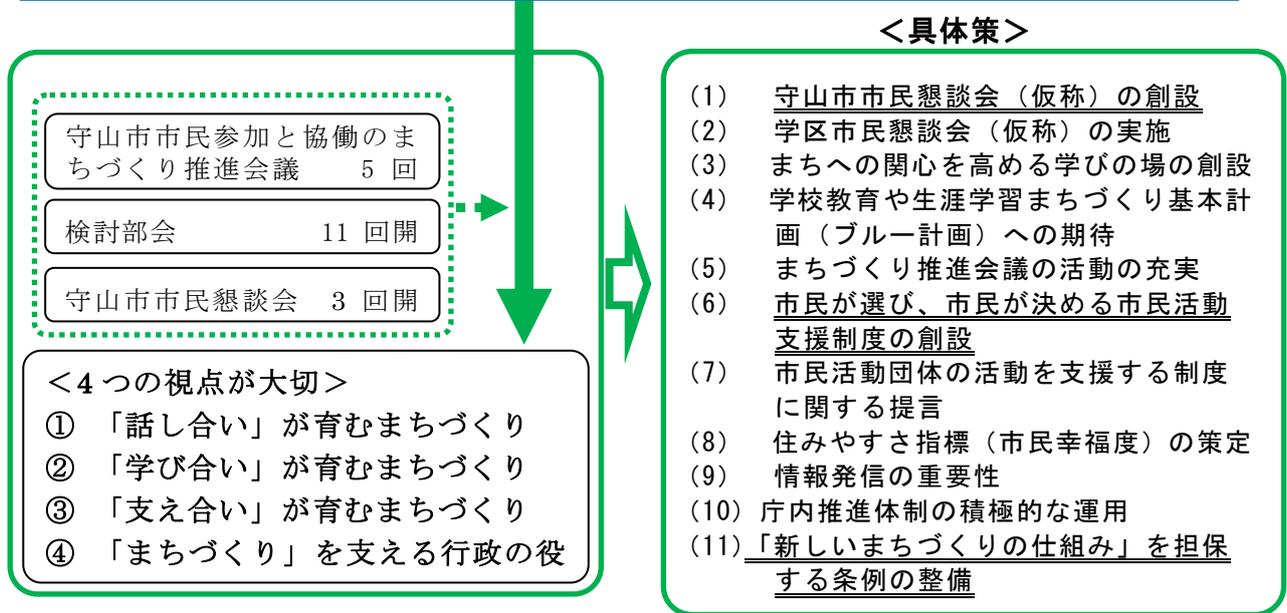
最後になりますが、これらの具体策が制度化されることで、市民参加と協働のまちづくりが進み、より一層の市民同士、市民と行政の信頼が深まり、市民が住みやすさを実感し、まちの活性化につながるよう心より願っています。

守山市市民参加と協働のまちづくり推進会議
まちづくりの仕組み検討部会
部会長 只友 景士

図「新しいまちづくりの仕組み」の充実に向けた方向性や具体的な方策の検討フロー



新しい仕組み・制度(具体策)の検討



推進会議において示された方向

- 最優先すべき具体策の提言
1. 守山市市民懇談会(仮称)の創設
 2. 市民が選び、市民が決める市民活動支援制度の創設
 3. 「新しいまちづくりの仕組み」を担保する条例の整備

第2章

新しいまちづくりの
仕組み（具体策）の検
討から見えてきた4
つの視点と
11の具体策

第2章 新しいまちづくりの仕組み（具体策）の検討から見えてきた4つの視点と11の具体策

今年度に守山市が実施した市民アンケートでは、守山市が住みやすいと答えた市民の割合が7割を超えています。(平成24年度第5次守山市総合計画(★17)にかかる市民意識調査)さらに将来的にも、より一層市民にとって「住みやすさ日本一を実感できるまち守山」を実現するために推進会議では、昨年度の検討結果と守山市の現状の課題を踏まえて、これから先、目指すべき方向性＝理想像として、以下の2点を掲げ検討を進めました。

<目指すべき方向性>

1. 多くの市民が『主体』となってまちづくりに関わること
2. 市民同士、市民と行政の『信頼性』を確保すること

そして、理想像を実現するための具体的な検討項目として、【意識醸成】、【活動の担い手づくり】、【まちづくりのために支え合う制度】、【住みやすさの把握】、【情報発信】、【連携・協力体制づくり】、【市民活動の促進】に分けて分析し検討をしてきました。

検討の結果、以下の4視点から11の具体策を提言します。

<4つの視点と11の具体策>

視点1. 「話し合い」が育むまちづくり

- (1) 守山市市民懇談会（仮称）の創設
- (2) 学区市民懇談会（仮称）の実施

視点2. 「学び合い」が育むまちづくり

- (3) まちへの関心を高める学びの場の創設
- (4) 学校教育や生涯学習まちづくり基本計画（ブルー計画）への期待
- (5) まちづくり推進会議の活動の充実

視点3. 「支え合い」が育むまちづくり

- (6) 市民が選び、市民が決める市民活動支援制度
- (7) 市民活動団体の活動を支援する制度に関する提言

視点4. まちづくりを支える行政の役割

- (8) 住みやすさ指標（市民幸福度）の策定
- (9) 情報発信の重要性
- (10) 庁内推進体制の積極的な運用
- (11) 「新しいまちづくりの仕組み」を担保する条例の整備

1. 「話し合い」が育むまちづくり

(1) 守山市市民懇談会（仮称）の創設

幅広く市民が参加した話し合いの中で互いの知恵を出し合う、新しい市民参画の手法として「守山市市民懇談会（仮称）」の創設を提言します。

【背景】 今までの市の政策づくりにおける市民参画は、公募委員や団体からの推薦、有識者等によって行われてきたことが多く、これまであまりまちづくりに関わってこなかった市民がいかに参画できるかが課題でした。

【目的】 この「守山市市民懇談会」は、今までの「有識者等による話し合い」等に加えて、無作為抽出により選ばれた市民の話し合いの中から、課題の本質を確認し、広い視野から守山市のことを考えて知恵を出し合い、政策づくりに活かすことを目的とします。

【効果】 より一層、市民と行政および市民同士の信頼が深まり、市民が納得した、より住み良いまちづくりの活性化につながると考えます。

また、無関心だった市民も話し合いに参加することで、まちに対する関心が生まれ、主体的にまちづくりに関わる意識の醸成につながります。

【意識の醸成】

【活動の担い手づくり】

【情報発信】

【連携・協力体制づくり】

【市民活動の促進】



(2) 学区市民懇談会（仮称）の実施

今まで、住んでいる地域に関心がなかった住民も含めて、まちづくりについて話し合う「学区市民懇談会（仮称）」を実施することは、まちづくりの担い手づくりにも有効だと考えます。

【背景】 守山市では、地域ごとに地理的、社会的、経済的条件が異なっているため、地域ごとに抱えている問題、課題も異なっています。地域の多様な課題を解決するためには、自助、共助、公助のより一層の連携が大切です。

地域の住民同士の交流が希薄になり、地域におけるまちづくりにも無関心な人々が増加しつつあることから、新たな担い手が増えず、現在、まちづくりに関わっている人々の負担が大きくなっていると考えられます。

【目的】 「学区市民懇談会」の目的は、地域や学区での話し合いの場への参加を通じて、自分たちのまちに対する関心や興味を誘発し、さらには、まちづくりに関わる人材の発掘にもつなげることを目的とします。

- ※ 実施については、学区内のまちづくり組織（まちづくり推進会議など）と市民参加と協働のまちづくり担当課等が協力しあいながら行います。
- ※ 実施をする際には、地域内の住民を対象に無作為抽出し、今まで関心が無かった住民にも話し合いへの参加を呼びかけることが重要です。
- ※ 他人事ではなく、解決するためには何が出来るのか、知恵を出し合うことが重要です。

【効果】 地域の住民自らが主体となってまちづくりに取り組み、地域を活性化するきっかけになります。地域に対する愛着を持った住民が増加します。

【意識の醸成】

【活動の担い手づくり】

【連携・協力体制づくり】

【市民活動の促進】



2. 「学び合い」が育むまちづくり

(3) まちへの関心を高める学びの場の創設

主体的にまちづくりに関わる人材を育成する仕組みとして、まちへの関心が持てるような事業や講座（担い手づくり大学（仮称））の実施が有効であると考えます。

【背景】 まちづくりを担う人材（リーダー、ボランティア）の育成制度として「ボランティアマイスター制度^(☆18)」等について検討した結果、ボランティアの活性化（人数を増やす）だけの制度ではなく、自らが、まちの課題を見つけ、解決のために主体的に活動できる人材を育成することが必要であると考えました。

そして、このような人材を育成するために、まずは「住んでいる地域（まち）に興味を持つ」ことから始まり、次に「自らの自発性の中で、まちの為にできる役割を探す」といったきっかけをつくるのが大切だと考えます。

まちづくりに対し無関心な人々が増えるなかで、現時点においては、まちについて「知る機会」や「学ぶ機会」が少ないことから、学び高まり合う場が必要だと考えます。

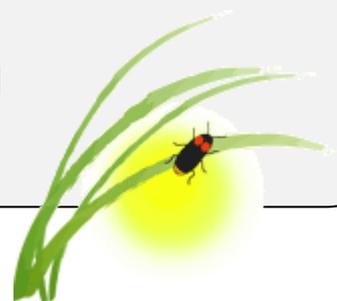
【目的】 まちについて知り、学ぶ場をつくることは、結果的にまちづくりのきっかけとなる場の創設につながると考えます。自ら主体的にまちづくりに取り組むことができる人材を育成することを目的とします。

【効果】 まちへの関心がもてる事業や講座（担い手づくり大学（仮称））を実施することで、学びを原動力にした、自発的でいきいきとした活動がまちにあふれることが期待できます。

まちへの関心が持てるような事業や講座などの具体的な学びの場だけでなく、「市民懇談会」や「市民が選ぶ市民が決める市民活動支援制度」の実施によって、まちに対する興味から主体的にまちづくりに取り組む市民が増えれば、地域のまちづくりや市民活動の活性化が期待できます。

【活動の担い手づくり】

【市民活動の促進】



(4) 学校教育や生涯学習まちづくり基本計画（ブルー計画）への期待

子ども達が学校で学ぶ地域や社会貢献に対する学習や市民の生涯学習^(★19)（まちづくり推進会議^(★20)等）を通じて主体的に地域に関わる担い手が増えることを望みます。

【背景】 将来を見据えた、まちづくりの担い手づくりにおいて重要なことは、市民が地域や学校等で、まずは「自分たちのまちについて知り」、「学び」、「自分たちの暮らすまちに関心をもつこと」だと考えます。

また現在、着手されている「守山市生涯学習まちづくり^(★21)基本計画（ブルー計画）^(★22)」の再検討の際には、市民同士の「話し合い」、「学び合い」と「支え合い」による市民が主体となったまちづくりの推進を図ることが大切だとの考えから、市民参加と協働のまちづくりとの整合性が重要だと考えます。

【目的】 市民同士の「話し合い」、「学び合い」から自分たちの住むまちに関心をもち、積極的にまちの課題を発見し、課題解決に向けて、主体的に取り組むことができる人材の発掘につなげることを目的とします。

また、子どもに対する意識醸成のためには、地域と学校をつなぐことが重要だと考えます。

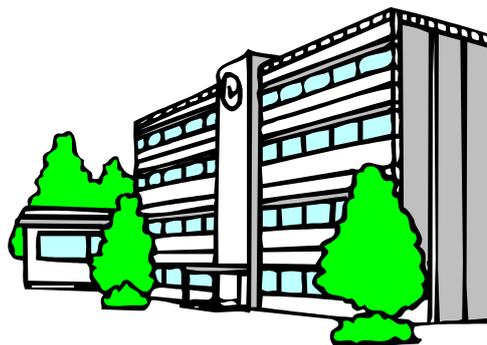
【効果】 生涯学習まちづくり基本計画（ブルー計画）が、市民が地域のまちづくりに関わるきっかけになるようなものであって欲しいと考えています。まちづくりに関わることこそが、自分たちが暮らす地域への愛着を育てていくこととなります。

【意識醸成】

【活動の担い手づくり】

【連携・協力体制づくり】

【市民活動の促進】



(5) まちづくり推進会議の活動の充実

各学区の社会福祉協議会やまちづくり推進会議（生涯学習）、および、自治会との連携を図りながら、住民同士の話し合いや交流する機会を増やす必要があります。住んでいる地域に関心を持ってもらうと共に住民が主体となったまちづくりの推進につなげるよう工夫することが重要です。

【背景】 これまでの生涯学習基本計画（ブルー計画）に基づき取り組まれてきた各学区の「まちづくり推進会議」では、活力ある守山のまちづくりを担う大事な役割を果たして来られました。設立から30余年が経過する中で、近年、学区社会福祉協議会や自治会でのまちづくり活動も盛んに取り組まれています。しかし、地域によっては、まちづくり推進会議の取り組みに対する意義などが不明確になりつつある現状があります。このことから、それぞれの団体との連携と整合性を踏まえ改善を図ることが大切です。

【目的】 地域のまちづくり推進会議における目的や役割などを再確認し、より効果的な活動へ改革していくことを目的とします。地域の課題や市民のニーズを把握し、学区や自治会の持ち味を生かした、市民が主体となったまちづくり活動を継続し実践していくことが大切だと考えます。

※ 学区では自治会長会や役員会などの会議が行われていますが、これらを補完しながら、広く地域住民が参加する学区市民懇談会を実施することが有効です。これらにより、自治会の枠をこえて各学区地域で市民が主体となったまちづくりが活発になることを期待します。

【効果】 自治会や地域で住民同士が話し合い、交流することで、市民が主体となったまちづくりの活性化につながることを期待できます。

【意識の醸成】

【市民活動の促進】

3. 「支え合い」が育むまちづくり

(6) 市民が選び、市民が決める市民活動支援制度 (個人住民税1%支援制度(仮称))の創設

市民活動団体の活動を支援する制度として「市民が選び、市民が決める市民活動支援制度(個人住民税1%支援制度(仮称))」の創設を提言します。

【背景】 守山市の現状として、一般市民の市民活動(自治会活動含む)に対する理解や関心が低いことが、活動の担い手づくりや市民活動の促進に対する課題であると考えられます。

また、市民活動のきっかけづくりの制度(市民提案型まちづくり支援事業)はありますが、新たに市民活動の継続、自立を支援する制度の必要性を強く感じます。

【目的】 この具体策は、少しでも多くの市民に市民活動に対する関心を持ってもらうことと、市民活動に対する市民の理解のもと、市民活動団体の自主自立を支援することを目的とします。

【効果】 市民の市民活動に対する関心を高めることで、自主的な市民活動に対するきっかけとなることが期待できます。市民が市民を信頼し市民活動を後押しすることで、お互いの支え合いを促進し、「住みやすさ日本一を実感できる守山」の実現に貢献することにつながります。

【意識の醸成】

【財政的支援】

【情報発信】

【連携・協力体制づくり】

【市民活動の促進】

(7) 市民活動団体の活動を支援する制度に関する提言

市民活動団体の活動を支援する制度として、他に考えられる具体策について検討した結果は、次のとおりです。

・ 「市民活動ファンド（基金）^(★23)」の創設について

寄付そのものが現状の守山市に根付いておらず、また寄付の文化が育っていないと言われる中、実施にあたっては十分な検討と工夫が必要です。特に、市民のニーズを反映するとともに利用の用途を明確にしなければ効果がないと考えます。

「市民活動ファンド（基金）」を創設する前に、まずは前項に掲げた「市民が選び、市民が決める市民活動支援制度」により、市民の市民活動への関心と理解を高めることで、お互いの支え合いによるまちづくりの意識を高めることが先決だと考えます。

・ 「市民参加促進予算」の確保について

市民と行政の連携協力体制をより強固なものとすると同時に、市民が主体的に取り組む公益活動をあと押しする為、また、全ての市民に市民参画を保障する為（手話、託児、翻訳などを必要に応じて設けるなど）に「市民参加促進予算」を設ける事を提言します。各部署が予算を積算する際に市民参加や協働により実施する事業について、一定の予算枠を確保し優先的に予算化するものです。（市民の自主性や主体性を大切にし、職員の意識改革と併せて運用することが重要です）

・ 「自治会応援報償制度^(★24)」の充実について

自治会から行政に対し、より積極的な自治会活動への財政支援を求める声が出されていますが、住みやすさを追求するまちとしては、「自主自立した市民が主体的に取り組むまちづくり」を目指すべきであると結論づけたことから、限られた財源の中、役割分担をしながら、それぞれの地域における公益活動やまちづくり活動を推進しなければならないと考えました。

既存の制度「自治会応援報償制度」などの充実なども視野に入れ、自助、共助、公助の適切な組み合わせを検討していくことが大切だと考えます。

【意識の醸成】

【財政的支援】

【情報発信】

【連携・協力体制づくり】

【市民活動の促進】

4. まちづくりを支える行政の役割

(8) 住みやすさ指標（市民幸福度）の策定

「住みやすさ日本一を実感できる守山」の実現に向かって、市民と行政が目指す方向性を明確にするために、市民が「住みやすさ」を測ることができる指標を策定することが有効だと考えます。

【背景】 「住みやすさ日本一を実感できる守山市」の実現のために、市民ひとりひとりの「住みやすさ」とは一体何なのか、また、「住みやすさ」とはどのように測るべきなのか基準がありません。

指標づくりについては、他市と比較するものではなく守山市独自の指標が必要です。指標は、市民の実感としての評価指標と客観的な数値指標の組み合わせとなることが想定され、他市との数値比較よりも満足度が高まっているかどうか大切です。

【目的】 「住みやすさの指標（市民幸福度）」は、市民と行政が目指すまちづくりの方向性を共有し、現状とのかい離点を見出し、対策を講じることで「住みやすさ日本一が実感できる守山」を実現すること目的とします。

【効果】 市民（自治会など市民活動団体含む）、議会、行政がまちづくりにおいて目指すべき方向性を共有し、より住みやすいまちをつくるために互いに協力しあい、役割を認識したうえで効果的な議論を重ねることができると考えます。

指標については統計の取り方や、指標を比較することで改善すべきポイントなどが明確に確認できるような工夫をするなど、さらに検討を深め策定する必要があります。

【住みやすさの把握】



<住みやすさ指標（市民幸福度）のキーワード>

市民懇談会、推進会議を通じて市民が「住みやすさ」を実感できるキーワードが明らかになりました。下記に掲げるキーワード等について、どのように指標化すべきか、十分な検討が必要です。

キーワード	指標化が想定される項目
つながり	地域でのつながり、自治会の活力
市民活動への参加	市民参加と協働の状況（行政との信頼関係）
信頼・安心感	教育・子育てに対する安心感、社会における信頼感（市民同士の信頼）、ユニバーサルデザインの充実、情報の発信・共有
いきがい	社会貢献や働く喜びの実感
環境	自然・環境の良さ
利便性	交通環境の改善・充実、移動手段の確保 生活の利便性
文化・歴史	文化・歴史の伝承・保存
健康・福祉	健康意識の向上、医療の安心感、福祉の充実
経済	産業の振興

(9) 情報発信の重要性

行政からの情報発信については、分かりやすい表現をもちいた資料づくりが重要であり、広く周知できるよう様々な工夫をするよう提案します。

【背景】 市民と行政ならびに市民同士の協力・連携を進めるためには、お互いの円滑な情報共有が大切です。

しかしながら、特に行政からの情報発信については、市民の誰もが分かりやすい表記になっていない場合も多く見受けられます。

また、市民からの情報提供や意見提案などに対する市の対応結果等について、行政は市民に分かりやすく、情報発信をすることが大切です。

【目的】 市民と行政ならびに市民同士の信頼を深めることおよび、お互いの情報の発信については、「市民活動への参加と市政への参画」に対する動機付けを目的とします。

※ 行政が情報発信をする際には、世代、目的、状況などを意識して、表記や表現方法、情報発信方法を検討することが大切です。

※ 市民の認知と理解を高めるためのきめ細かな工夫が重要であると考えます。

工夫すべき事項

- ・ 情報の内容（簡潔で理解しやすい内容）
- ・ 表現の方法（分かりやすい表現）
- ・ 情報の発信メディア（広報、自治会掲示板、ホームページ、テレビ、ラジオ、SNS（☆25）など）の選択
- ・ 発信期間と頻度など

【効果】 行政が市民との信頼を深めていくためには、市民と行政との確かな情報交流を積み重ねていくことが重要であり、市民と行政の情報交流を、緊張感をもって丁寧に進めることを望みます。

【意識の醸成】

【情報発信】

【連携・協力体制】



(10) 庁内推進体制の積極的な運用

市民と行政との信頼関係を築くため、行政内に設置された市民参加と協働のまちづくりの推進を図る庁内推進体制^(★26)の積極的な運用を求めます。

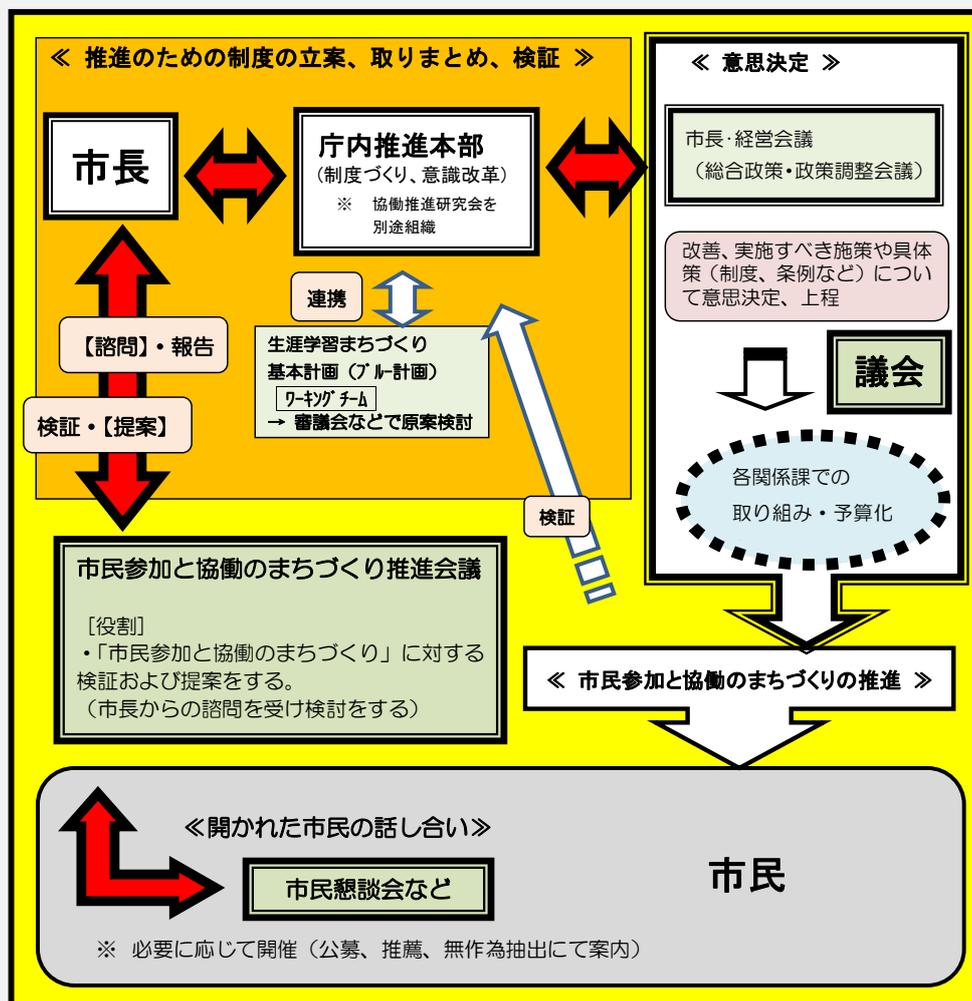
【背景】 市民参加と協働のまちづくりを推進していくためには、市民の参加と協働のまちづくりの重要性を認識し、職務との関連性や相互の協力、連携の視点を持ち、市民から「信頼される行政」を実現するための意識改革が必要だと考えます。

【目的】 今回の提言内容を踏まえ、今後の「まちづくりの仕組み」の充実に向けた具体策の制度化、市民参加と協働のまちづくりの推進を図ることおよび庁内各課における話し合いの中から互いに学び合い、職員の意識改革につながることを目的とします。

【効果】 問題を解決することができる組織の能力の向上につながると考えられます。また、市民と行政の信頼関係が構築され、より一層の市民参加と協働のまちづくりの推進が担保されます。

【連携・協力体制づくり】

図： 市民参加と協働のまちづくりの新たな仕組み（制度）を確立するフロー（案）



(11)「新しいまちづくりの仕組み」を担保する条例の整備

新しい市民参画の方法の制度化と併せて、制度の運用を担保する条例の改正をすること。また、まちが目指すべき住みやすさ指標などを定め、目標値の実現に向けて、行動のあり方などを明確に定めた新たな条例の制定を進めてください。

【背景】 新しい市民参画の方法の制度化と併せて、既存の「守山市市民参加と協働のまちづくり条例」を改正し、制度のより積極的な運用を担保する必要があると考えます。

また現在、守山市におけるまちづくりの基礎となる条例として、「守山市市民参加と協働のまちづくり条例」(市)と「守山市議会基本条例^(☆27)」(議会)がありますが、さらに「住みやすさ日本一を実感できる守山」理想のまちづくりを目指す為に、市民、議会、市(行政)の3者のより強固な協力・連携・協働体制によるまちづくりが大切であると考えます。

【目的】 「より一層の市民参加と協働のまちづくりの推進に向けて、新しい市民参画の手法の運用を担保すること」と併せて、「まちが目指すべき住みやすさ指標(市民幸福度)などを定め、目標値の実現に向けた行動のあり方などを明確に示すこと」によって市民の誰もが協力し合い、理想としたまちづくりの実現を図ることが目的です。

【効果】 これらを条例で明確に定めることにより、新しく取り組む市民参画の方法の効果的な運用が担保されます。併せて、新しく定める条例によって、市民、議会、市(行政)、の3者のより強固な協力・連携・協働体制による理想のまちづくりが進み、「市民の誰もが目指す守山市」の実現に向けたまちづくりの推進につながるものと期待します。

【意識醸成】

【活動の担い手づくり】

【財政的支援】

【住みやすさの把握】

【情報発信】

【連携協力体制づくり】

【市民活動の促進】

第3章

最優先すべき 具体策の提言

第3章 最優先すべき具体策の提言

本章では、「住みやすさ日本一を実感できる守山」を実現するため、前章で掲げた具体策の中でも、まず『新しいまちづくりの仕組み』の土台づくりとして最優先すべき次の3つの具体策の実現を強く提言します。

1つ目は、「守山市市民懇談会（仮称）」の創設です。

今までの話し合いの機会や市民参画制度に加えて、より幅広い市民による話し合いの機会を積極的に設けるものです。

この幅広い市民同士の「話し合い」が住みやすさ日本一を実感できる守山を実現するための原動力になるのではないかと考えました。まちの将来について知恵を出し合い、お互いの話し合いを通じて多くの事を学び高め合うことこそが、「互いに助け合い支えあう」誰もが住みやすいと実感できるまちづくりの根幹となります。

さらに、この市民同士の「話し合い」を新たな市民参画の方法の一つとして制度化し、市の政策などを検討する際に積極的に活用することで、今までの「市民参加と協働のまちづくり」を強く推進することにつながり、市民と行政における信頼がより一層深まることが期待されます。

2つ目は、「市民が選び、市民が決める市民活動支援制度」の創設です。

守山市の現状の課題として、市民活動に対する理解や関心が低い市民が増加しつつあることが挙げられています。関心が低い人々にも市民活動の取り組みについて広く伝え、まちづくりに興味を持つきっかけを提供すること、また、市民からの理解と支援を受けて、より自主自立した活動の後押しをすることで、「市民が主体となったまちづくり」を推進する有効な仕掛けが必要だと考えました。

3つ目は、「新しいまちづくりの仕組み」を担保する条例の整備です。

本提言では、市民が主体となった市民参加と協働のまちづくりのより一層の展開を担保する「新しいまちづくりの仕組み」に関する具体策を示してきましたが、これらの具体策が実行され、真に「将来におけるまちづくり」の推進に貢献するためには、条例において担保されることが必要です。

そして条例での担保により、市民と行政、市民同士の信頼関係が構築され「住みやすさ日本一を実感できる守山」の実現につながると考えています。

以上の理由から、この3つの具体策を最優先すべき事項として、実現されることを強く、提言します。

最優先の具体策

1. 守山市市民懇談会（仮称）の創設

提言

幅広く市民が参加した話し合いの中で知恵を出し合う新しい市民参画の手法として「守山市市民懇談会（仮称）」の創設を提言します。

開かれた市民の話し合いの中から市民自らが知恵を出し合い、市政に活かしていく、守山独自の「守山市市民懇談会（仮称）」を確立することで、より一層の市民と行政の信頼が深まり、協力し合いながら、より良いまちづくりの活性化につながると考えます。

【第2章（1）守山市市民懇談会（仮称）の創設】

<取り組む意義>

推進会議では、今年度開催した「市民懇談会」を通じて、幅広い市民による「話し合い」は、まちづくりに関わる意識の醸成や市民が個人的な視点から発展して、広い視野から守山市のことを考えることにつながるなど、大きな可能性を秘めており、今後の住みやすさ日本一を実感できる守山を実現するための原動力になるのではないかと考えました。

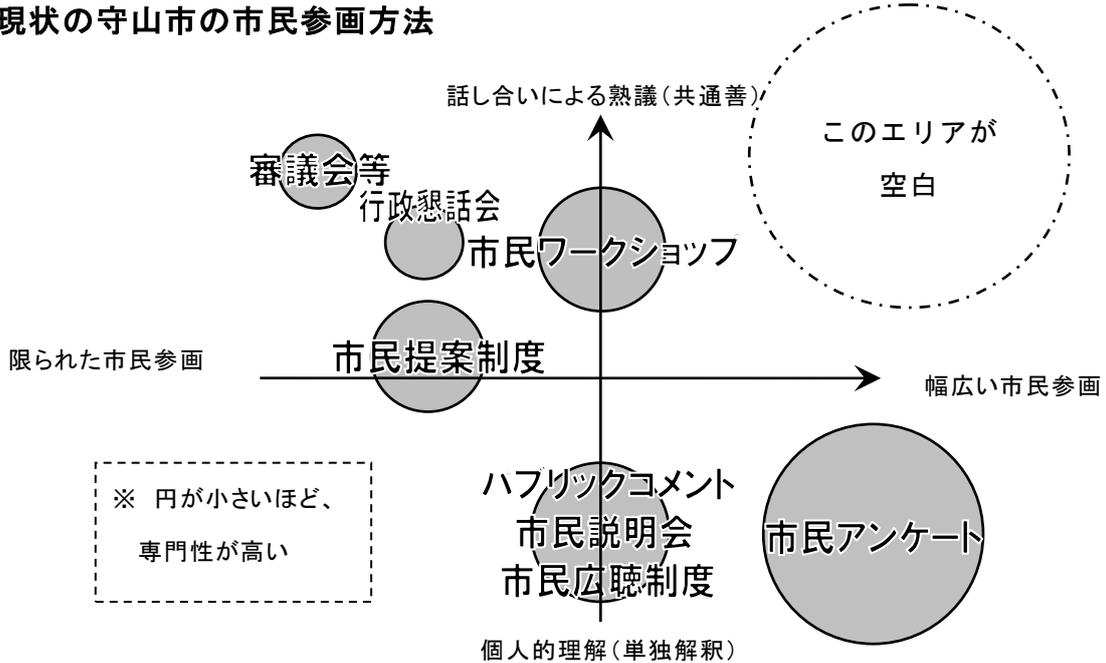
そして、この「話し合い」を既存の市民参画制度に加えて守山市の政策づくりに活用することで、守山市の政策づくりが、幅広い市民の「話し合い」のプロセスを経ることで、市民と行政、市民同士の信頼関係に基づいた、強固で実効性のあるものになると考えています。

<話し合いと学び合い>

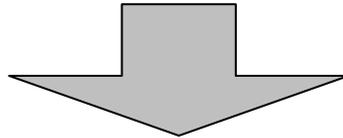
「守山市市民懇談会（仮称）」による「話し合い」は、幅広い市民が、広くみんなのことを考えることを「学ぶ」ことにつながります。

<市民参画方法の現状と提言の比較>

○現状の守山市の市民参画方法

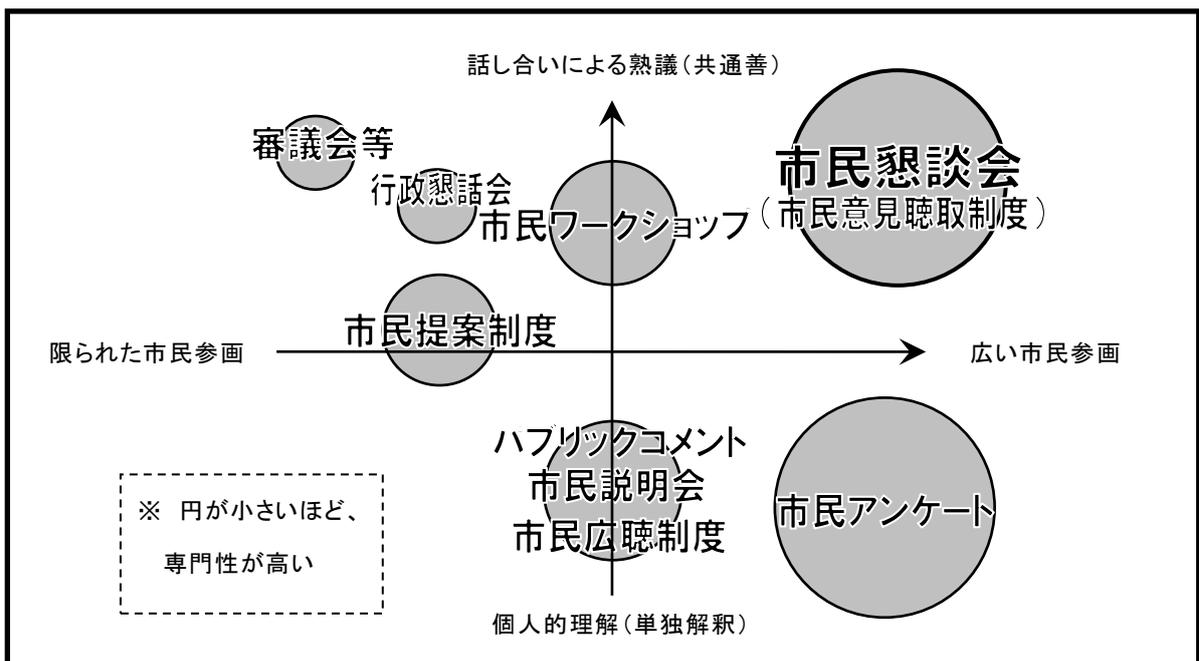


→ 有識者や自治会、市民活動団体等の限られたメンバーでの話し合いや個人的な要望（一方通行）等の市民参画はあるが、幅広い層の市民による話し合いの場がない状況です



○新たな市民参画方法に

「市民懇談会」が入ると…



→ 市民参画方法は、それぞれにおいて役割を果たしてはいますが、1つだけの方法では十分ではなく、いかにうまく組み合わせて運用するかが課題です。そして現状では「広い市民参画」での「話し合いによる熟議」のための制度がありませんでした。

市民懇談会を新しい市民参画の方法として制度化することで、幅広い層の市民が参加し、社会全体にとって必要なこと（共通善）を見出すための話し合いの場を確保することができます。この市民懇談会も含め、他の市民参画の方法と組み合わせることで、より一層の市民参加と協働のまちづくりの推進を担保することができます。

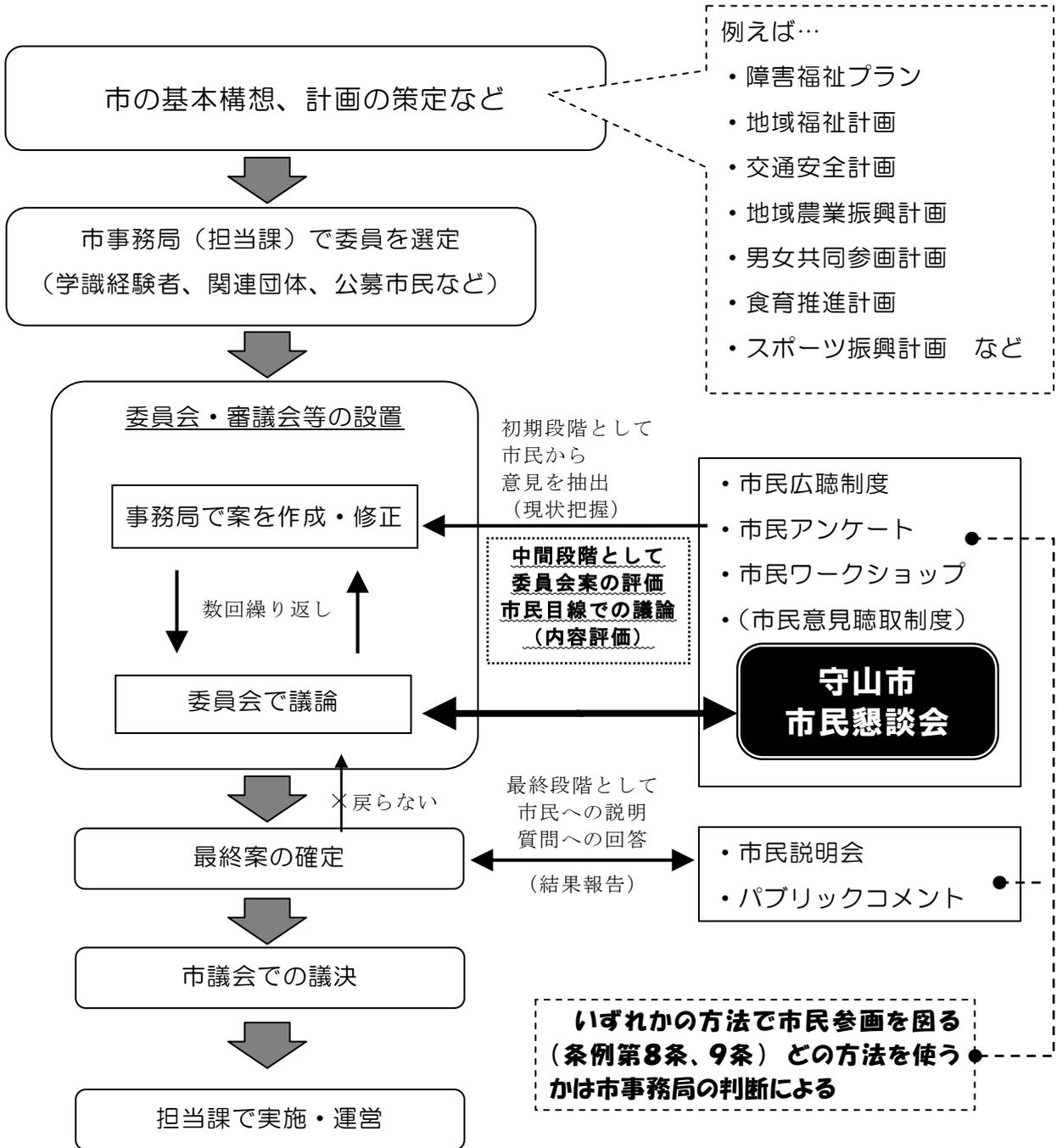
○ 具体的な提言内容

守山市市民懇談会（仮称）は、公募委員や団体からの推薦、有識者等によって市の政策を考えていた従来の市民参画手法に加えて、守山市全体の人口構造等の縮図として、いわゆる「ミニ守山」を作るために無作為抽出の手法を取り入れて、「ミニ守山」で市の政策づくりの企画段階において話し合い、グループでの話し合い結果を市の政策づくりの重要な材料とする新しい政策づくりの「枠組み」となります。

<制度概要>

- 参加者： 無作為抽出による募集とします。
- 報 償： 無償（ただし、昼食弁当などの支給について検討する必要があります。）
- テーマ： 市の基本的な事項を定める構想、計画の策定などに関するもの
- 開催するタイミング：
市の基本的な事項を定める計画の策定などの企画中間段階
（行政手続きとして実施）

《政策を作る際の市民懇談会の位置づけ イメージ図》



○ 留意すべきと考える事項

・ 守山市市民懇談会（仮称）の位置づけの明確化について

- 無作為抽出による参加者が集まり「ミニ守山」を形成し話し合うことが重要です。
- 守山市市民懇談会（仮称）が、市民が市の政策づくりに関わる唯一の手段ではなく、行政懇話会等の「地域の代表性」を担保する方法等、他の市民参画方法を組み合わせて市の政策づくりを進めることが重要です。
- 市が政策づくりの企画段階で開催するものであり、決定段階においてはパブリックコメント等の活用が必要です。
- 市が政策づくりの企画段階で開催し、市民懇談会の結果を材料として政策づくりに活用するものであり、参加者の意見がそのまま政策になるものではないことの周知が重要です。

・ わかりやすい資料作成

- どのようなテーマであっても、参加者がテーマの内容を容易に理解できるように「わかりやすい資料を作成すること」が必要です。

・ フィードバックの徹底

- 市民と行政の信頼関係を構築するため、どのようなプロセスで政策づくりが進むのか守山市市民懇談会（仮称）の結果が反映されたのかどうかを参加者や市民にフィードバックすることが必要です。

最優先の具体策

2. 市民が選び、市民が決める市民活動支援制度の創設

提言

市民が選び、市民が決める市民活動支援制度の創設を提言します。

守山市の現状として、一般市民の市民活動（自治会活動含む）に対する理解や関心が低いことが、活動の担い手づくりや市民活動の促進に対する課題であると考えられます。

また、市民活動のきっかけづくりの制度（市民提案型まちづくり支援事業）はありますが、新たに市民活動の継続、自立を支援する制度の必要性を強く感じます。

（第2章（6）の再掲）

【第2章（6）市民が選び、市民が決める市民活動支援制度（個人住民税1%支援制度（仮称））】

<取り組む意義>

本制度を実施することにより市民活動について、広く市民が関心を持ち理解を深めることにつながると考えます。

そして、この制度により今まで市民活動に関心がなかった市民自身が市民活動に踏み出すための、きっかけになると考えます。

<支えあいと学び合い>

市民が、市民活動について学び、また市民活動団体も、市民から選ばれる団体になるためにはどうすればよいのか（活動のあり方や周知方法等）を学ぶことにつながります

○ 具体的な提言内容

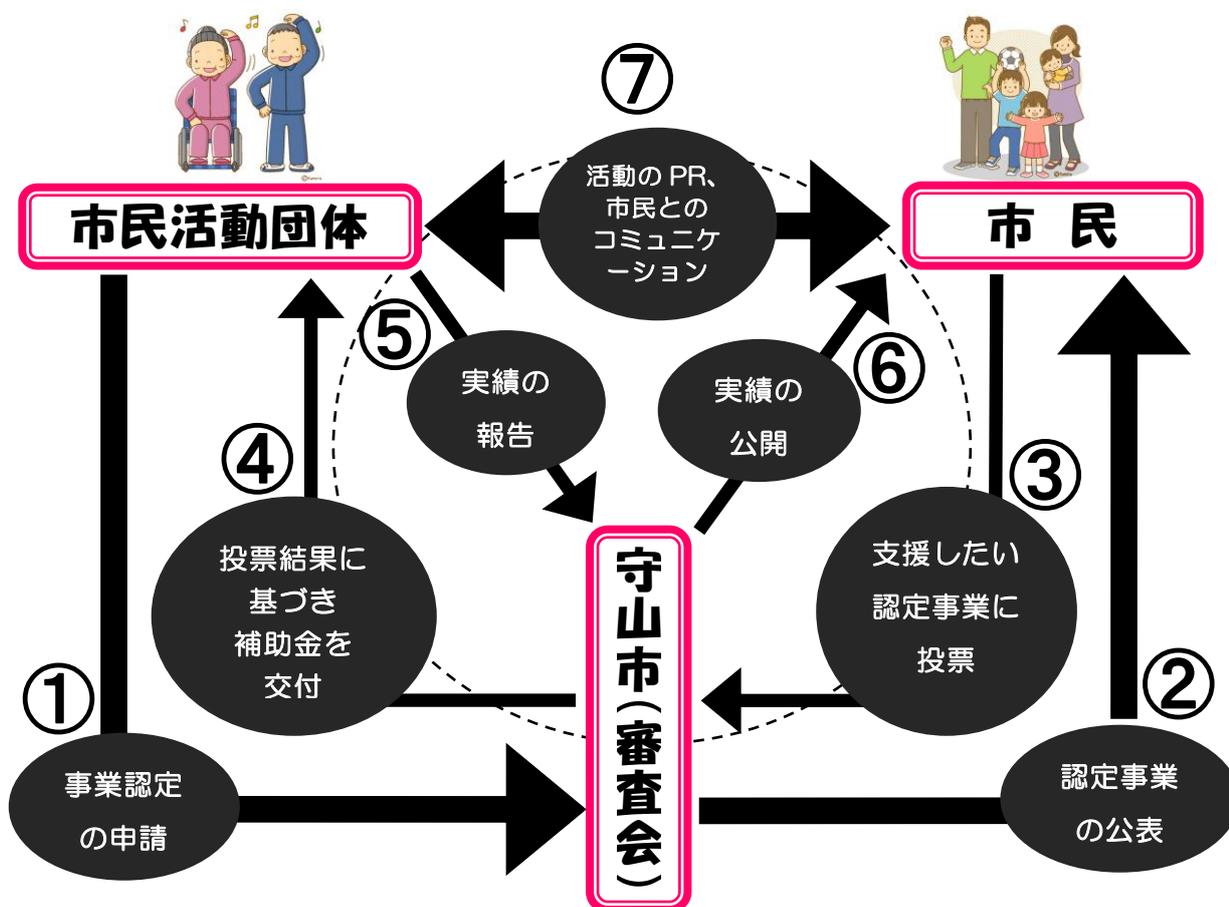
推進会議では、市民同士・市民と行政の信頼関係の構築、市民活動への市民の参加促進が、守山市の市民参加と協働のまちづくりのより一層の推進に必要であると考え、「市民が選び、市民が決める市民活動団体支援制度^(☆28)」を最優先すべき取り組みの1つとして挙げました。

この制度は、これまでのように行政だけが市民活動団体への支援を決めるのではなく、財源として個人住民税を充て、市民自身が自分の支援したい団体を選び投票するという、市民が決める新しい市民活動支援制度です。

<制度概要>

- 対象団体： 審査会で認証を受けた団体（認証基準は別途定める必要があります。）
 - 投票者： 18歳以上の市民
 - 支援額： 支援したい団体を選択した市民の数に1人あたりの支援額（個人住民税の1%を18歳以上の市民の数で割った金額）を掛けた金額
 - 投票方法： 郵送、窓口、電子申請サービス
- ※ 審査会は、支援を受けることができる団体を認証する最低限の審査をするだけであり、実際に支援をするかどうかを決めるのは市民です。
- ※ 支援金額や支援の割合については、上限を設けることとし、団体に対して自立を促す必要があります。

「市民が選び、市民が決める市民活動支援制度」のイメージ図（案）



- ① 本制度により支援を受けたい団体が、守山市が設置した審査会に対して、認定の申請を行います。
- ② 審査会が、必要最低限の審査を行い、基準を満たした団体を認証し、市民に対して公表します。
- ③ 市民自身が、自分が支援したい団体に投票します。
- ④ 守山市が、投票結果をまとめ、各団体が獲得した投票数に1人あたりの支援金額を掛けた金額を団体に対して補助金として交付します。
- ⑤ 支援を受けた団体は、申請内容に基づき事業を実施し、事業完了後守山市へ実績報告を行います。
- ⑥ 実績報告を受けた守山市は、支援を受けた団体の事業実績を市民に対して公開、報告します。
- ⑦ 各団体自身が市民に対して積極的な活動内容のPRを行います。
また、市民と各団体がコミュニケーションを図ります。

留意すべきと考えられる事項

- ・ 自治会への支援との棲み分けが必要です。
 - 自治会に対する支援については、既存の「自治会応援報償制度」などを積極的に運用すべきだと考えます。
- ・ 既存の「市民提案型まちづくり支援事業」との棲み分けが必要です。
 - 市民活動のきっかけづくりは、「市民提案型まちづくり支援事業」(100%支援)を運用します。
 - 活動の成熟、自主自立した活動を後押しする取り組みとして「市民が選び、支える市民活動支援制度」(支援金、割合に上限を設け自立を促す)を運用します。
- ・ 手続きの簡素化を求めます。
 - より多くの団体が申請できるよう、また簡単に投票できるよう、煩雑ではない手続きの簡素化を求めます。
- ・ 投票できる市民について、検討が必要です。
 - 対象を18歳未満にも広げるかどうか検討が必要です。
- ・ 情報提供の方法に工夫が必要です。
 - 審査会から認定を受けた活動団体の紹介
 - … 審査は公開で行い、より多くの市民にどのような活動、団体があるのかを広く知ってもらうため周知方法を工夫することが重要です。
 - 補助金を受けた団体の活動実績の紹介
 - … 市民が自分の投票した団体の活動実績がわかるよう、発表会の開催やホームページ等で活動紹介等が必要です。
- ・ 支援の対象について検討が必要です。
 - 団体の構成員について、活動内容の公共性、効果等を考慮し、妥当な人数について検討することを求めます。
- ・ 審査について配慮が必要です。
 - 支援を希望する団体が、プレゼンテーション能力や文章能力が原因で支援額に影響がでないように、講座を開催するなどしてフォローすることが必要です。
 - 審査会は、支援を受けることができる団体を決めるだけであり、実際に支援をするかどうかを決めるのは市民であることを、市民にしっかり理解してもらうことが必要です。

最優先の具体策

3. 「新しいまちづくりの仕組み」を担保する条例の整備

提言

新しい市民参画の方法の制度化と併せて、制度の運用を担保する条例の改正をすること。また、まちが目指すべき住みやすさ指標（市民幸福度）などを定め、目標値の実現に向けた行動のあり方などを明確に定めた新たな条例の制定を進めることを提言します。

推進会議では、より一層の市民参加とまちづくりの推進を担保する「新しいまちづくりの仕組み」の充実に向けた具体策の検討を進めてきましたが、この具体策を真に実効性のあるものにするため、条例で担保する必要があると考えました。

その担保すべき内容については、既存の「守山市市民参加と協働のまちづくり条例」の改善において担保すべきものと、新たな条例により、まちが目指すべき住みやすさ指標（市民幸福度）などを定め、目標値の実現に向けた行動のあり方などを担保すべきではないかとの結論に至りました。

なお新たな条例の制定については、起草委員会等、新たな組織の設立等を視野に入れ、何をどのように担保する必要があるかについて、より慎重に検討を進める必要があると考えます。

【第2章（11）「新しいまちづくりの仕組み」を担保する条例の整備】

<取り組む意義>

守山市の市民参加と協働のまちづくりのより一層の推進が担保されること、そして市民と行政、市民同士の信頼関係が構築され「住みやすさ日本一を実感できる守山」の実現につながります

(1) 市民参加と協働のまちづくり条例の改定

○ 改定すべきと考えられる事項

・ 意見、要望等に対する対応の姿勢を明記する。

【理由】 市民から行政に対して意見や要望等が出された際の行政の対応の姿勢を明確に示すことで、市民と行政のより一層の信頼関係を深めようとする行政の姿勢を明確にすることにつながります。

【改定】 意見（提案）、要望などに対し、中立的な立場で、公正かつ迅速に対応しなければならないなど対応する姿勢等を明記する。（5条関係市の役割）

・ 市民参画の保障をする。

【理由】 参画の方法の実施において、高齢者や障害者等への配慮など、すべての市民に対する保障をする必要があります。

【改定】 すべての市民に対し参画する機会が保障されていることを明記する。（第2章関係市民参画制度の運用）

・ 守山市市民懇談会を市民参画の方法として定める。

【理由】 新たな市民参画の方法として実施することを担保します。（第8条関係市民参画の方法）

・ 市民参画の手続きについて必要な事項を別に定める。

【理由】 それぞれの市民参画の手続きにおいて、特性が活かしきれず、実施すべきタイミングや配慮すべき事項などは、それぞれの事務担当によって左右されて運用されています。

【改定】 それぞれの市民参画の手続きの特性を有効に活かすため、実施のタイミングなどを明確に定め運用する。（第9条関係市民参画の手続き）

・ 公表の方法を改める。

【理由】 市民参画方法を活用して出された意見や要望に対し、結果として行政がどのように対応したのかを市民にわかりやすく、明確に伝える事が、市民と行政の信頼関係がより深まることにつながります。

【改定】 市民参画の手続きに関する事項を公表する際には、いろいろな方法により積極的に行うようまた、誰もが分かりやすく、理解できる情報提供をするよう明確に定める。(第 11 条関係 公表の方法)

・ 市民公益活動の促進のための方法を改める。

【理由】 市民による「話し合い」は地域や学区においても開催されることを担保すべきです。

【改定】 地域住民に対する意識の醸成と、市民活動の担い手の発掘につなげることを目的に、学区市民懇談会の開催をする旨を定める。(第 13 条関係 市民公益活動の促進のための方法)

(2) 新たな条例の制定

○ 新しく定める条例とは

推進会議では、市民が自分の暮らす地域を知り、関心を持つことが、地域に愛着を持つことにつながり、そして地域への興味や愛着こそが「もっとまちを良くしていきたい」という市民主体のまちづくりにつながると考えました。

そして、より一層の市民参加と協働のまちづくりの推進を担保するために前項で「守山市市民参加と協働のまちづくり条例」の改定を提言しましたが、この枠組みを超えて、市民と行政、市民同士の信頼関係が構築され「住みやすさ日本一を実感できる守山」の実現を目指すため、もっと広範な守山市のまちづくりの枠組みをより広範な形で担保すべきものが見えてきました。

このような理由から、新たな条例として、より広範なまちづくりを担保する例えば「(仮称)守山大好き条例」などを制定することを提言します。この条例では、まちが目指すべき住みやすさ指標（市民幸福度）を定め、目標値の実現に向けて、行動のあり方などを明記すべきであると考えます。

この新たに定める条例の制定は、市民の誰もが、協力し合い、理想としたまちづくりの実現を図ることを担保することが目的です。ただし定めるにあたっては、今一度、学識者の視点や議会関係者、一般市民の意見を聞きながら慎重に検討を重ねる必要があると考えます。

○ 定めるべき項目として推進会議において示された方向性

・ 市民幸福度指標（住みやすさ指標）などを定めることを明記する。

【理由】 まちづくりの成果や状況を数値にて明確にして市民が守山市の「住みやすさ」を測ることができる「市民幸福度指標（住みやすさ指標）」などを設ける必要があります。また市民に状況を周知する旨についても明記し、担保することが大切です。

・ 目指すまちづくりの基本理念を明記する。

【理由】 市民参加と協働のまちづくりの観点からだけではなく、守山市のまちづくりの根幹となる市民と行政が目指すまちづくりに関する基本理念を明らかにし、共有することが大切です。

・ まちづくりの担い手としての役割を明記する。

【理由】 守山市のまちづくりの担い手として、市民、地域コミュニティ（自治会等）、市議会、市、それぞれが担う役割を明確にすることが大切です。（議会の役割については、別の条例で定める）

・ 市民は積極的なまちづくりへの市民参加に努める旨を定める。

【理由】 市民は、「まちづくりの担い手」として市政に関して意見を述べ提案することと併せて、地域コミュニティ、議会や市の機関と協働し、地域におけるまちづくり及び市政に主体的に取り組み、積極的な参加に努める旨を明記し、市民参加の促進を図ることが大切です。

・ まちづくりの進め方について明記する。

【理由】 守山市が、将来におけるまちづくりを進める方法としては、「市民参加と協働のまちづくり条例」に基づいて、まちづくりを進めることを明記することが重要です。

・ 総合計画を策定することについて定める。

【理由】 行政が、どのようにしてまちづくりに取り組むか、具体的な方向性などについては、総合計画を策定することによって明確にする旨を明記することが重要です。

・ 地域と学校の連携により、将来の担い手づくりに取り組むことを定める。

【理由】 これからの将来における地域のまちづくりの担い手の基盤づくりには地域と密接に関連した学校教育が極めて重要だと考えます。地域と学校が連携協力して、担い手の育成につなげることが大切です。

・ 市民同士の協働を推進する旨を定める。

【理由】 地域のまちづくり活動の推進には、市民同士の協働が必要不可欠です。地域コミュニティ等における住民同士の協働を推進することが大切です。

用語解説

用語解説

『市民参加』（☆1）

市民参画および市民公益活動への参加をいいます。

『協働』（☆2）

市民および市または市民相互が共通の目的を達成するために、互いの自主性および特性を尊重し、対等な立場でそれぞれの果たすべき責任および役割を分担し、協力することをいいます。

『市』（☆3）

市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会および固定資産評価審査委員会をいいます。

『市民』（☆4）

市内に在住する個人のほか、市内の事業所等に勤務または市内の学校に通学する個人および市内において事業を行い、または活動する法人その他の団体（自治会、各種団体、ボランティア団体・NPO および事業者）をいいます。

『市民参画』（☆5）

市民が、市の政策および施策の企画立案、実施および評価に至るそれぞれの過程において、責任を持って主体的に参加することをいいます。

『守山市市民参加と協働のまちづくり条例』（☆6）

守山市における市民参加および協働の理念を明らかにするとともに、市民および市のそれぞれの役割および責務を明確にし、市民参加および協働のまちづくりに関する基本的な事項およびその仕組みを定めることにより市民が主役のまちづくりを推進し、活力に満ちた地域社会の実現を図ることを目的に制定された条例です。

『守山市市民参加と協働のまちづくり推進会議』（☆7）

守山市市民参加と協働のまちづくり条例に基づく、市民参加と協働のまちづくりの成果を検証する機関です。

具体的には、市長の諮問に応じて、市民参加と協働のまちづくりの取り組み成果の検討と市民参画および協働のまちづくりの一層の推進に係る施策等の検討を行います。

『市民参画制度』（☆8）

① パブリックコメント

政策および施策の企画立案がまとまった段階においてその趣旨、内容等を公表し、広く市民の意見または提案を求め、その意見等を考慮して、政策および施策の最終案に反映させる手続きをいいます。

② 審議会等

審議会その他の附属機関およびこれらに類するもので、市の基本的な政策および施策の企画立案段階等において、専門的および技術的な立場からの審議、答申、報告等を求める場合に設置する組織をいいます。

③ 市民説明会

市民に対して直接政策および施策の概要または市の考え方を説明し、市民から広く様々な意見を聴く場合に開催する会合をいいます。

④ 市民アンケート

広く市民の意向等を把握するために、設定する項目または設問に対して一定期間内に市民から回答または意見を求めることをいいます。

⑤ 市民ワークショップ

市民が自由に意見またはアイデアを出し合いながら、課題、問題点等を抽出し、より良い解決方法を導き出す会合をいいます。

⑥ 市民意見聴取制度

市の基本的な政策および施策の企画立案段階等において、その基本的な考え方について、広く市民の意見またはアイデアを聴く制度をいいます。

⑦ 市民提案制度

市民公益活動を行う団体等が、自ら掲げるテーマ、市が定めたテーマ等について提案し、または提案した上で自ら実施する制度をいいます。

⑧ 市民広聴制度

市政およびまちづくりについて、市民から意見または提言を聞き、市政運営に活かしていく制度をいいます。

『まちづくりの仕組み検討部会』（☆9）

守山市民参加と協働のまちづくり推進会議内に設置された、専門的な視点から、「新しいまちづくりの仕組み」の具体策を検討する会議です。

『市民公益活動』（☆10）

市民が、自主的および自発的に社会のために行う非営利の活動（公益活動）をいいます。

『守山市民懇談会』（☆11）

守山市民懇談会は、守山市民参加と協働のまちづくり推進会議の主催で、これまで2012年度（第1回8月5日（日）、第2回12月1日（土）、第3回1月19

日（土））3回実施されています。また、同様の取組として、守山青年会議所と守山市の共催で、市民討議会と呼ばれるものも2011年10月30日（日）、2012年9月23日（日）の2回実施されています。守山市市民懇談会も守山青年会議所主催の市民討議会もどちらもドイツ生まれの「プランクスツェレ（計画細胞）」と呼ばれる無作為抽出による市民討議の流れをくむ取り組みです。無作為抽出の市民に集まってもらいまち全体に対する縮図として位置づけたミニ集団（ミニ守山）が公共的な課題について議論（熟議）することで、一定の結論を導き出すものです。

『熟議』（★12）

熟議とは、社会における自分の立場にとらわれず、一人の市民としての意見を述べ、他者の批判にも耳を傾けながら、公共の利益である「共通善」について話し合うことです。熟議は対話の一形式ですが、民主主義を理性的な対話を通じた普遍的な合意形成のプロセスと見る立場から注目されています。

『共通善』（★13）

共通善は、共通の利益や公共の福祉と同一視される場合もありますが、社会全体にとってより望ましいことを指しています。また、共通善は熟議によって実現されていくものでもあると考えられています。

『ミニ守山』（★14）

市民懇談会において、無作為抽出によって、市内に住む様々な年齢層や地域に住む市民に参加を呼びかけ作られた、守山の人口構成等の縮図のことをいいます。

『市民提案型まちづくり支援事業』（★15）

この事業は、市民が主役のまちづくりを推進し、活力に満ちた地域社会の実現を目指すため、市民公益活動団体が自主的、自発的に取り組むまちづくり活動を支援するもので、応募団体からのまちづくり活動の提案を審査し、採択したものに対してその活動に必要な経費を各区分の設定金額に応じて助成します。

また、この事業により社会や地域の課題の解決につながり、さらには新たな「公共の担い手」が創出され、市民サービスの向上につながるなど協働による行政運営の機運が高まることを目指しています。

対象となる団体は、市民公益活動団体（ボランティア団体、NPO、各種団体、自治会）で、支援区分として、各団体が自由なテーマで提案する①自由提案型事業と、健康、子育て、防災等の守山市が設定したテーマに基づき、各団体が提案する②テーマ設定型事業、そして市民公益活動団体が、地域が抱える課題をビジネスの手法（サービスの受け手から対価を徴収する方法）により解決する③自立事業化前型型事業の3つがあります。

ただし自治会について、①、②は守山市が支援する他の事業の対象となるため、本事業においては対象外となります。

提案に対する助成の可否は、守山市市民提案型まちづくり支援事業審査委員会が審査し、市長が決定します。

なお、各団体には公開プレゼンテーションをしてもらい、また事業実施後には、公開にて成果報告会を開催します。

『市民活動団体』（☆16）

「市民活動団体」は公共の利益や社会貢献を目的として、主体的・自主的に取り組む非営利の活動を行う団体をいいます（宗教活動や政治活動を目的とする団体は除く）。

「市民活動団体」には、広く公益的な活動を担ってきた自治会や社会福祉協議会などの地縁型市民活動団体のほか、特定の公益目的をもって活動しているボランティア団体やNPO法人（特定非営利活動法人）などのテーマ型市民活動団体があります。

『守山市総合計画』（☆17）

今後10年間の守山市におけるまちづくりの総合的な計画として、新しい時代にふさわしい、めざすべき将来像とその実現に向けた取り組みについて示したものです。

※ 総合計画は、地方自治法第2条第4項において、「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない」とされていました。

しかし、平成23年5月2日に「地方自治法の一部を改正する法律」が公布され、基本構想の法的な策定義務がなくなり、策定および議会の議決を経るかどうかは、市の独自の判断に委ねられることとなりました。

守山市では、総合計画は、市の総合的かつ計画的な運営の指針を示すものであり、市民に対してまちづくりの長期的な展望を示し、「住みやすき日本一を実感できる守山」を実現するために法定義務がなくなっても策定すべきものであるとの考えから、本書で提言している（仮称）守山大好き条例を策定根拠にしたいと考えています。

『ボランティアマイスター制度』（☆18）

札幌市清田区などで実施されている福祉ボランティアを育成することを目的とした事業です。参加者は、福祉団体でボランティア活動を行うことにより、福祉ボランティアの名人・達人（＝ボランティアマイスター）になることを目指します。

事業に参加すると、ボランティア活動の実施回数に応じて、4種類のバッジ、メダルを受け取ることができます。

なお、バッジまたはメダルを一定数以上取得した方は、「清田区ボランティアマイスター」、「清田区スーパー・ボランティアマイスター」として認定されます。

※ 本提言における「ボランティアマイスター制度」は福祉だけでなく、

幅広いボランティアを想定しています。

『生涯学習』（☆19）

生きがいのある充実した生活を送るために、自由に学習方法を選んで、楽しく人と触れ合いながら生涯にわたって学ぶことをいいます。

この学ぶことは、趣味やスポーツ・レクリエーション活動だけでなく、社会的・現代的課題への取り組みや、地域に目を向けて、学んだことを生かしながら積極的に活動することも大切です。

『まちづくり推進会議』（☆20）

昭和54年に誕生した自治会を中心に、明るく住みよいまちをつくりための活動や、市民の自主的な意欲を大切にしながら地域での学習活動を進めることを理念として誕生した学区を単位とした青少年育成部会、人権教育部会、市民活動部会からなる組織です。

青少年育成部会と人権教育部会では、青少年健全育成や人権・同和問題の解決に向けて取り組みを進めます。

市民活動部会では、課題解決に向けて地域の実情に合わせた取り組みや住民相互の連帯を深める様々な取り組みを進めます。

『生涯学習まちづくり』（☆21）

市民の自主的で意欲的な学びの成果が地域課題の解決につながり、まちづくり活動に活かされるような学校教育、社会教育、家庭教育がもつ教育機能が連携したまちづくりのことをいいます。

そして生涯学習によって、個々の学びから得られた成果を地域等で実践し、互いに分かち合うことによって地域課題の解決に役立つまちづくりを実現していくことを目指すために、まちづくり推進会議を中心に守山らしさを生かす地域に根差した学習の展開の重要性を唱えています。

『生涯学習まちづくり基本計画』（☆22）

生涯学習まちづくりのより一層の拡充・深化を目指す指針となる計画です。

この計画は、澄み切った青空、美しい琵琶湖、沃野の水田、自然いっぱいの守山の限りない発展を守山市のカラーであるブルーに象徴して、「守山市ブルー計画」と呼んでいます。

『市民活動ファンド（基金）』（☆23）

個人や法人等から寄付を募り、市民活動と協働のまちづくりの推進のための基金として活用する制度です。

『自治会応援報償制度（「わ」で輝く自治会応援報償事業）』（☆24）

自治会活動における市民の自主的な意欲に基づき実施され、地域の課題解決につながる地域ぐるみのまちづくりの取り組みを支援する事業です。

具体的には、防災・防犯、健康、温暖化防止等のメニューに掲げられた取組みを実施した場合に、守山市から自治会に、取り組み内容や世帯数に応じた報奨金が支払われます。

『SNS』（★25）

ソーシャルネットワーキングサービスの略です。

Twitter やFacebook 等の社会的ネットワークを構築できるウェブサイトのことをいいます。

『庁内推進体制』（★26）

市民参加と協働のまちづくりを総合的に進めるため、またすべての職員が市民参加と協働のまちづくりを進めることへの意識改革を行うために市役所内に設置された組織です。

『守山市議会基本条例』（★27）

地方自治の本旨に基づき、議会に関する基本的事項を定めることにより、議会の役割を明らかにして、守山市の豊かな市民生活の実現と市勢の発展に資することを目的としています。

条例の中には、議会・議員の活動原則や市民の参画、市長等執行機関との関係など、議会に関する事項を総合的・体系的に定めており、市議会にとって最も基本となる条例です。

『個人住民税 1%支援制度』（★28）

他市の事例として、千葉県市川市と奈良県生駒市で実施されている制度を紹介します。（別紙参照）

●市民懇談会

Q. 従来の行政懇話会や審議会ではなく、守山市市民懇談会なるもので、物事を決めることには反対です。自治会など地域の代表や各種団体の意見を聞くべきではないですか？

A. 守山市市民懇談会だけで物事を決めるのではありません。守山市市民懇談会は、守山市の現在の市民参画方法においてカバーできていなかった部分、つまり「幅広い市民参加と熟議性」を補完するための新しい市民参画制度です。

重要なことは、守山市市民懇談会も含めて、複数の市民参画方法を組み合わせて市民の意見を聞くことです。

したがって、従来の行政懇話会や審議会等も引き続き行い、自治会など地域の代表や各種団体からの意見を聞く機会も保障されます。

Q. 守山市市民懇談会と学区市民懇談会とはどのような違いがあるのですか？

A. 守山市市民懇談会は、パブリックコメントや審議会等と同様の既存の守山市の市民参画方法に新たに加わることで、話し合いから出た考えを市の政策づくりに生かすことが主な目的です。

一方、学区市民懇談会は、学区や地域での話し合いに参加した市民が、自分のまちに対する関心をもつことで、まちづくりに関わる人材を発掘することが目的です。

Q. 行政懇談会と学区懇談会はどのような違いがあるのですか？

A. 代表性の有無が違います。行政懇話会は、地域の代表である自治会長等と行政が意見を交わす市民参画の公式な制度です。

一方、学区市民懇談会は、行政が主体ではなく、無作為抽出によって集まった同じ学区や地域に住む様々な市民が話し合いによって自分たちのまちに関心をもち、主体的にまちづくりに関ることにつながることを目的の制度です。

Q. 守山市市民懇談会は、なぜ無作為抽出にするのですか？

A. 無作為抽出により、今まで市政に参加していなかった市民を取り込み、守山市の地域性や人口構成等の縮図である「ミニ守山」をつくるためです。

抽選で当たったお互い見知らぬ人たちによる話し合いは、従来の公募、各団体からの推薦や有識者によって行われることが多かった市民参画方法に加えて、幅広い市民参加と熟議性を担保することができます。

Q. 守山市市民懇談会において、無作為抽出の市民には、守山市のことについてきちんとした議論ができないのではないのでしょうか？

A. 守山市市民懇談会は専門的な知識や視点をもとにした話し合いが目的ではありません。

無作為抽出により、今まであまりまちづくりに参加してこなかった市民に参加を呼びかけ、「ミニ守山」を形成することが大きな目的の一つです。

この「ミニ守山」で話し合うことは、専門家等による話し合いから出されたものとは異なり、新しい守山をつくるアイデアを生み出すことにつながると考えています。

しかしながら、設定されたテーマが理解できなければ、せっかくの機会が台無しになってしまいます。

今後は、行政が誰もが理解できる分かりやすい資料をつくる必要があります。

Q. 市民懇談会は、守山市が初めてですか？他の自治体もやっていますか？

A. 無作為抽出によって集まった市民による話し合いは、他市においても主に行政と青年会議所との共催で行われています。

守山市においても、守山市市民懇談会を今年度に3回、守山青年会議所と共催で開催した市民討議会は昨年度から合計2回開催しています。

また、従来から計画や条例を策定する際に、無作為抽出ではなく、各種団体からの推薦や公募の市民による話し合いが行われてきました。

しかし、この「市民懇談会＝無作為抽出により集まった市民の話し合い」を、市の政策づくりに反映するため、市民参画の新たな方法として制度化するという点では守山市が初めてということが出来ます。

●生涯学習

Q. 「まちづくり」における生涯学習の役割は、何ですか？

A. まちづくりにおいて重要なことは、市民が主体的に、地域の課題を解決したり、まちづくりを活性化する人材を増やすことであり、このためには、市民が地域や学校等で自分たちのまちについて知り、学び、関心を持つことが重要だと考えます。

このことは、守山市の生涯学習が目指している学びの成果が地域の課題解決につながり、まちづくり活動に生かされるような、学校教育、社会教育、家庭教育が持つ教育的機能が連携したまちづくりと密接に関係しています。

従って、まちづくりにおいて、生涯学習の役割は極めて重要であると言えます。

●市民が選び、市民が決める市民活動支援制度

Q. 個人住民税の1%の4千万円超を市民活動に支援するのは、金額が多すぎないでしょうか。これは市民へのばらまきではないですか？

A. 市民が団体に投票する際に、1人あたりの支援金額を何円にするかを考えるときの目途とするために、市民税の1%を人口で割った数字を使っています。

したがって、これが全て使われるわけではありません。他都市の投票率を見ると、市川市は約4%、生駒市は約7%となっており、投票率に応じた金額が配分されるという意味です。ちなみに本書では、1人いくらにするのかを考える目安として658円という数字が出されています。

Q. 1%支援制度は、守山市がはじめてですか？他の自治体でも取り組んでいますか？

A. 平成17年の千葉県市川市を皮切りに、現在では全国の9都市で実施されています。

Q. 市民に選んでもらうと組織票が多い団体や友達の多い団体にとって有利ではないでしょうか？

A. 公正なPR活動によって団体に集まった票は、正当な支援として認められます。

ただし、支援の強要や他人のなりすまし等による投票が認められた場合は、当該団体の申請自体を取り消します。

なお、この制度は、団体の自立を促す観点から、支援金額や割合について、上限を設けることとしています。

Q. 個人住民税を基本にするなら、納税者だけに限定すべきではないか？

A. この制度は、より広く市民に市民活動を理解し関心をもってもらうこと、また市民自身が市民活動に踏み出すためのきっかけになることを目的としています。

そのため、投票できる市民は納税者に限定するのではなく、より多くの市民がこの制度に参加できるよう18歳以上としています。

Q. この制度で補助をもらえる期間は、市民提案型まちづくり支援制度のように3年で終わりでしょうか。

A. 期限は設けません。市民提案型まちづくり支援制度は、団体が市民活動を始めるきっかけづくりを目的としています。そのため、補助率は100%としていますが、支援期間は期限を設けています。

一方、1%支援制度は、活動が一定成熟した団体を支援することを目的としています。

したがって、公益性が高く、市民参加と協働のまちづくりの推進に資する活動を行っ

ている団体には、継続した支援が必要であるとの考えから、支援期間に期限を設定していません。

なお、市民提案型まちづくり支援制度とは異なり、自立を促すために、補助率に上限を設けることは必要だと考えています。

Q. 当初予定していた成果が上がらなかった団体へは、補助金の返還を求めるのですか。

A. 求めることがあります。ただし、成果が上がらなかった場合であっても、申請事業の実施がなされ、市民の理解を得ることができると考えられるのであれば、返還の必要はないと考えています。

しかし、申請事業を実施できなかった場合、縮小した場合、または申請内容と異なる事業を実施した場合は、交付決定を取消し、返還を求めます。

Q. 資金の流用など不正なことをした団体への補助金の返還を求められますか。

A. あります。

不正な行為だけでなく、交付決定後に、この制度の実施の際に制定する条例等の規定（団体要件、事業の中止または廃止等）に違反した場合は、交付決定を取消し、全額または一部の返還を求めます。

個人住民税の1%を活用した支援制度

～他都市事例（市川市、生駒市）～

2012. 4. 1 現在

	千葉県市川市	奈良県生駒市
人口	469 千人	120 千人
市全体の当初予算額	(平成 24 年度) 133,800,000 千円	(平成 24 年度) 33,037,000 千円
個人市民税税収	(平成 24 年度予算) 35,910,000 千円	(平成 24 年度予算) 7,833,232 千円
制度名	市民が選ぶ市民活動団体支援制度（1%支援制度）	生駒市民が選択する市民活動団体支援制度（マイサポいこま）
実施根拠	【条例】市川市納税者等が選択する市民活動団体への支援に関する条例	【条例】生駒市民が選択する市民活動に対する支援に関する条例
特徴と狙い	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ポイントでの支援が可能 ⇒納税者だけでなく非課税者も団体支援に参加できる ・投票期間中のPRイベントなどには、団体も参加して一緒にPR活動を行う ⇒行政と団体が一緒に市民活動への理解の促進を図る ・投票方法の1つに出前受付を実施 ⇒投票を待つのではなく、市民が集まる場に積極的に出向く 	<ul style="list-style-type: none"> ・投票できる市民は18歳以上の市民 ⇒納税者に限定せず、納税者を支えるパートナーやこれから納税者になる若者など、多くの市民が市民活動に興味・関心を持ち、いずれは事業提案をする側になってほしい。 ・企画書作成やチラシ作りの講座開催、申請書作成の個別相談を実施 ⇒団体が申請しやすい環境を整え、支援対象団体を増やし、市民の選択の届け出向上を目指す。
対象とする団体	<ul style="list-style-type: none"> ①市内に事務所があり、市内で活動している ②会則など会の決まりがある ③申請時、1事業年度以上継続的に活動している ④法令、条例などに違反する活動をしていない ⑤公の秩序又は善良の風俗を害する活動をしていない ⑥宗教的活動又は政治的活動をしていない ※申請にあたり、「いちかわボランティア・NPOWeb」に登録	<ul style="list-style-type: none"> ①市内に事務所を有し、かつ市内において活動を行っている、又は今後行う予定がある ②規約、会則、定款等を有している ③法令、条例等に違反する活動をしていない ④公の秩序又は善良の風俗を害する活動をしていない ⑤国又は地方公共団体の出資に係る法人等でない ⑥暴力団又はその構成員の統制の下にある団体その他反社会的活動を行うおそれのある団体でない ⑦宗教的活動又は政治的活動をしていない

対象とする事業	<ul style="list-style-type: none"> ①市内で実施する ②福祉、環境、文化、スポーツ、青少年育成その他の社会貢献に係る分野のもの ③営利を目的としないこと ④市民を主たる対象とする ⑤構成員（会員）のみを対象としない ⑥支援金を受けようとする年度に、市から別の補助金の交付を受けていないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ①市内において行うもの ②特定非営利活動促進法別表に掲げる活動その他の社会貢献に係る活動を行うもの ③営利を目的としないもの ④市民を主たる対象とするもの ⑤支援対象事業を行う市民活動団体の構成員のみを対象とするものでない ⑥支援金の交付を受けようとする年度に生駒市から支援対象事業に係る別の補助金等の交付を受けていない <p>※今年度を実施し、完了する事業が対象（1 団体 1 事業）</p>
対象となる経費	<p>事業に直接要する経費（講師謝礼、会場使用料、消耗品、印刷費など）</p> <p>（以下は対象外）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体の維持、運営に要する経費 	<p>支援対象事業を行うために直接必要な経費のみが対象（以下は対象外）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体の管理運営費（賃借料、光熱水費、電話料金等） ・団体の運営に係る会議や打合せ、研修・練習、交流会等に係る経費 ・イベント、大会等の参加者に対して参加賞、記念品、商品、賞金の経費
補助率	申請事業に係る経費の 1/2	支援対象事業に係る対象経費の額の 1/2 以内
支援金額	団体を選択した納税者の前年度個人市民税額 1%相当額と、地域ポイントによる団体への支援額の合計額	6 月 1 日時点の個人市民税額の 1%相当額を、18 歳以上の市民数で割った一定額を 1 人当たりの支援額とする。 （23 年度 784 円、24 年度 814 円）
金額上限	なし	50 万円
投票できる者	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度個人市民税納税者 ・地域ポイント所有者 	6 月 1 日現在において住民基本台帳に記録され、又は外国人登録原票に登録されている住所が生駒市にある 18 歳以上の者
投票できる団体数	<ul style="list-style-type: none"> ・納税者：3 団体以内 ・地域ポイント：1 団体 	3 団体
投票の方法	<p>郵送、窓口、インターネット、出前受付</p> <p>※広報特別号等に印刷された所定の届出書に必要事項を記載</p>	<p>郵送、窓口、インターネット、出前受付</p> <p>※支援対象登録団体紹介冊子（広報と同時配布）に印刷された所定の届出書に必要事項を記載</p>

審査会の構成		「市民活動団体支援制度審査会」 7名（学識経験者4名、公募市民3名）	「生駒市市民活動団体支援制度審査会」 7名以内（学識経験者、その他市長が必要と認める者）
H 2 3 実 績	支援対象団体	126団体	25団体
	投票期間	6月4日～7月8日	7月1日～8月12日
	投票数	8,344人	6,923人
	投票率	3.5%	7.0%
	団体への支援額	12,345,592円	2,845,479円
	基金への積立額	（予定）3,514,299円	61,152円
課題・問題点		<p>①対象団体、事業の透明性確保に向けた仕組みの必要性</p> <p>②市民活動団体支援基金活用の方向性</p> <p>③制度定着化のための検証、団体への効果的な支援のあり方</p>	<p>①制度の周知方法の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報、HP、ポスター、冊子、団体独自の広報活動 ・制度導入初年度ということもあり、10%目標であった届出率は7%に留まった ・より多くの市民に支援制度及び団体活動への理解と関心を図る上でも、届出率の改善は不可欠 <p>②登録団体数のアップ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・より多くの団体に制度を知っていただくとともに、市民が選択する数を増やす <p>③選択の届出後の事業計画変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初の事業計画により選択の届出（支援）をされている。事業計画変更後の事業でも支援されるのか市民の意思の確認ができない <p>④登録団体の企画力、会計事務のレベルアップ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録団体の事業実施規模を鑑みながら事業計画を立てる必要がある。（補助金が支援対象額の1/2であるため、自己負担額が1/2以上になる）ことを理解していただく ・申請、報告書類作成サポート

(千葉県市川市)

(奈良県生駒市)

守山市市民参加と協働のまちづくり推進会議 委員名簿

(H23. 7. 15～H25. 3. 31)

50音順

No	団 体 名 等	氏 名	委員区分(※)	備考
1	守山市自治連合会	今井 薫	1号委員	
2	市民(NPO活動)	片木 留美	1号委員	
3	守山青年会議所(地域力創造委員会)	小林 幹雄	1号委員	
4	市民(自治会、市民活動)	金野 弘子	1号委員	
5	守山市自治連合会	高野 隆男	1号委員	
6	龍谷大学	只友 景士	2号委員	
7	市民(NPO活動)	辻 ひとみ	4号委員	
8	市民(公募)	中井 英雄	3号委員	
9	守山市民交流センター	中出 弘一郎	1号委員	
10	市民(公募)	中村 恵美	3号委員	
11	特定非営利活動法人 ひとまち政策研究所	西川 実佐子	2号委員	
12	市民(民生児童委員活動)	橋井 恵子	4号委員	
13	市民(公募)	山本 尚三郎	3号委員	
14	市民(生涯学習活動)	山本 富夫	1号委員	
15	守山商工会議所	葭本 勝利	1号委員	

(※) 1号委員：市民参加に精通した者 2号委員：学識経験を有する者
 3号委員：公募による市民 4号委員：市長が必要と認めた者